

令和6年7月10日

令和6年

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

1.日 時 令和6年7月10日（水） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 20名

欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他

- ・次回定例総会の日程について
- ・活動記録簿の提出について

会議の経過

令和6年7月10日(水)午前9時00分開会

議長 みなさん おはようございます。本日は、農業委員会7月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。本日は、志摩委員から欠席の連絡がありました。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から7月期定例総会を開催いたします。議事録署名委員の指名をいたします。議席7番 横山 委員、議席8番 山本 委員を指名いたします。よろしくお願いします。それでは、議案の審議に入ります。議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明に入ります前に、本日の総会資料ですが少し青インクが付いております。プリンターの不調によるものでございまして、審議に差しさわりのあるほどのものではなさそうでしたので、恐れ入りますがこのまま使用させていただいておりますのでお願いします。それでは資料の2ページをお願いします。議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今期分については賃貸借権6件、使用貸借権6件でございます。まず、賃貸借分ですが、期間は2年、3年、5年、6年となっております。対象作物は水稻等でありまして、面積は田が7,747㎡です。筆数は6筆で貸し手5名、借り手5名となっております。賃借料でございますが、現金で反当8,000円、現物で47kgから63kgとなっております。次に使用貸借権分ですが、期間は5年となっております。対象作物は、水稻等でありまして、面積は田が8,928㎡です。筆数は6筆で、貸し手2名、借り手1名となっております。次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第45号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 はい、では資料の5ページをお願いします。
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字東上220番1、308番1、310番1、310番2の4筆で、地目は畑及び農地で、面積は計2,549㎡です。
譲渡人は、北九州市の〇〇さんで、
譲受人は、北九州市の〇〇さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、2,549㎡です。
次の6ページに農地法第3条調査書を添付しております。
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図・箇所図は7、8ページのとおりでございます。
申請農地は大字東上地内の整備済みの農地でございます。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、横山委員が地区担当委員となっておりますが、いかがでしょうか。

横山委員 現地調査の結果、別に支障が無いと言うことでございますので、審議の方よろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第46号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、
議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをお願いします。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井464番1、494番1、495番2、724番、729番の5筆で、
地目は畑及び田で、面積は 4,885㎡です。

譲渡人は、大分市の〇〇さんで、

譲受人は、大字土佐井の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、9,641㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しておりますが

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は11ページ、12ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井地内の未整備の田畑と圃場整備済みの田でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、奥野委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

奥野委員 5月29日に現地を確認して来ました。事務局の説明のとおりです。審議の方よろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第47号については、原案
のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水1445番1、地目は畑で、面積は613㎡です。

申請人は、中津市の〇〇さんで、

理由としては、一般住宅用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第3種農地であり許可可能と判断をいたします。

箇所図、位置図は 14、15ページのとおりでございます。

申請農地は大字垂水地内、未整備の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、志摩委員が地区担当委員となっておりますが、今日は休みですので事務局が説明をお願い致します。

事務局 本件につきまして、申請書の方に志摩委員の確認印を頂いてることは確認しております。特段問題がある等とはお聞きしておりません。以上でございます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第48号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の16ページをお願いします。
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。
申請農地は大字垂水366番1、地目は田で、面積は432㎡です。
申請人は、吉富町の〇〇さんで、
理由としては、資材置場、駐車場用地確保のためです。
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われます。
付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と
水利関係者の承諾を得ております。
農地の区分は、第2種農地であり、集落接続に該当することから許可可能と判断をしております。
箇所図、位置図は17、18ページのとおりです。
申請農地は、大字垂水地内の未整備の農地でございます。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当

委員となっております。

水嶋委員 事務局の説明のとおりですので、審議の方よろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

宮秋委員 すみません。お尋ねですが、〇〇はどのような会社ですか？

水嶋委員 建築関連の会社です。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かありませんか。
ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第49号については、
原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。
議案第49号と譲受人、譲渡人ともに同じ方で、転用目的も同様でございますが、土地が隣接して
おりません。そのため行橋農林事務所に確認の上で、本件につきましては個別の申請となっております。
それでは、説明に入ります。申請農地は大字垂水390番1、地目は田で、面積は959㎡です。
申請人は、吉富町の〇〇さんで、
理由としては、資材置場、駐車場用地確保のためです。
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われます。
付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と
水利関係者の承諾を得ております。
農地の区分は、第2種農地であり、集落接続に該当することから許可可能と判断をしております。
箇所図、位置図は 20、21ページのとおりでございます。
申請農地は、大字垂水地内の農地でございます。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当
委員となります。いかがでしょうか？

水嶋委員 事務局が説明したように、ご審議の方をお願いします。
建築資材、土木資材を置くためです。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

喜多代委員 ここの田を売却したのは、未整備田だからですか？
基盤整備したら出来ないのですか？

議 長 基盤整備は何年から他に転用できるのか、ということですね。
事務局説明をお願いします。

事務局 それでは説明致します。まず一つは、許可可能かどうかにつきまして、個別でそれぞれ判断するようになります。それともう一つ、会長からもございましたが、圃場整備された農地につきましては、転用ができない期間もございますが、まずは許可要件で農地の区分で、1種農地、2種農地、3種農地と言うのがございます。

基本的に圃場整備されている農地でありますと、基本的には1種農地ということになり、転用は不可と言うのが基本的な方針です。それに対して、たとえば集落接続でありますとか、あるいは既に建っている、土地の拡張の為でありますとか、例外的に許可可能な要件と言うのがございます。それに該当する場合に許可見込みがあるということで、農林事務所と事前に相談したうえで申請を上げてもらうようにしておりますので、判断については、1件1件で、こう言った計画があるけれども許可見込みはあるだろうか、と言うことで上げて頂いて、それを農林事務所に確認した上で回答しております。

それと、その転用に先立ちまして、その農地の区分が、1種2種うんぬんの前に、農振農用地、青地、白地と言うものがございます。農振農用地の指定を受けておりますと、まずは農振農用地から除外すると言う手続きが必要となります。

圃場整備を受けた農地と言うのは、基本的には青地に入っております。

それから、その圃場整備を受けた青地の縁辺部にあります未整備の田畑でも青地に含まれていることもございますので、そこは事前に確認を頂きまして、その青地であれば除外の見込み、除外可能かどうかのところから協議を進めて行くようになります。

議 長 他に何かございませんか。

宮秋委員 すみません、先ほどと同じ内容になるかもですが、資材置場、駐車場と言う事ですけど地図を見て現状は分かっているんですけど、周りに付いている道路が狭いですよね？その資材置場とか、何も無い所にするなら良いですけど、周りに家があって、資材置場にして騒音とか大丈夫ですか。

事務局 49号50号の件ですね。
付近の騒音と言う事でございますが、一応、許可を判断する際の一般基準等で、騒音につきまして

当然法定レベルを超えるような騒音であれば、全く別の法律の話になって参ります。
農地法の判断基準とした中では、その資材置場で車両の出入りが激しくて、
中で機械が動いて騒音が、と言う事がご心配だと思うんですけども、それらについて
特に農地法の方で基準等とはうたわれておりませんので、騒音の恐れがあるのでと言う点で
許可を見送ると言う要件はないように受け止めております。

宮秋委員 農地法とかは分かるので、そうではなくて、周りに家が沢山ある所に法務局が来られて、別の事に
引っかかった時に農業委員会は何をしてくれますか？

事務局 そう言う心配なので許可が出せません、と言う事も難しいですね。農業委員会の方で、そこを判断する
ようにはなっておりませんので、騒音が心配なのでその辺の確認を取ると言うのも難しいところでは
ございます。
農業委員会の方で判断できるのが、農地法の規定の中での許可見込みであり、農業委員会としての
意見の決定と言う事でございますので、農地法に照らしたところでの判断、と言う事になってようかと
思います。

議 長 騒音が出た時は総務課が対処するのですか。

事務局 当町で言えば、まずは住民課の方でとなってくると思います。

議 長 騒音に対しては担当部署が違うと言う事ですね。

事務局 農地転用については、あくまで農地法の規定の中での判断、と言う事になって参りますので、
例えば太陽光発電の関係であれば、他の法律の手続き等も平行して行われてくると思いますので
そちらの進捗等も見ながら、あるいは情報連携を取りながら許可を進めて行く、と言う事になって
参ります。本件につきましては、農地法上の転用の許可申請に対しての意思の決定を行うという
ところですので、それについて要件を満たしていれば、許可が難しいという判断は逆に
難しいのでは、と考えております。

議 長 よろしいでしょうか。要は担当が違うと言う事で、騒音の場合は住民課の方に相談に行くと言う事で
あくまでも農地法の件の検討でございますので、ご理解下さいませ。よろしいでしょうか。
他にご意見ございませんか？

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第50号については、
原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。
その他について事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは事務局の方から申し上げます。
御承知のとおり、現在の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様による定例総会は
本日が最後でございます。
今後の日程ですけれども、
再来週7月22日月曜日9時から、新たな農業委員の皆様による臨時総会を開催させていただきます。
これについてのご案内は既に発送しておりまして、再任される方には既にお手元に届いているかと思
います。
その際に、次の農地利用最適化推進委員の選出を行っていただきまして、
来月8月9日金曜日の午前9時から、新しい農業委員さん、新しい農地利用最適化推進委員さんによる
定例総会を開催する予定となっております。
それから皆さまにお願いですが、現在の任期は、7月19日までとなっております。
活動記録・最適化活動の方を、19日まではよろしくをお願いします。
その際の活動記録簿ですが、19日までの活動を終えた後になりますが、事務局の方に提出
下さいますよう、お願いを致します。
それでは、産業振興課長からひと言お礼を申し上げます。

野添課長 令和3年の7月から3年、7月19日をもって任期満了ということでございますが、農業委員会・
農地利用最適化推進委員として、農業委員会の業務に多大なるご協力をいただき、厚くお礼
申し上げます。
再任される方もおられるようではございますが、退任されましても、引き続き、町の農業振興に
ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
3年間、どうもありがとうございました。

事務局 事務局からは以上でございます。

議 長 皆さんから何かございませんか。よろしいですか。
それではこれで7月期定例総会を終了いたします。
ありがとうございました。

令和6年7月10日 午前9時30分閉会